

事務連絡
令和2年3月10日

各
都道府県
中核市
指定都市

高齢者施設等整備担当課 御中

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和元年度当初予算の第4次協議及び令和元年度補正予算の第2次協議の実施について（新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のための緊急追加協議）

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止を推進するため、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日閣議決定）（※）を踏まえ、介護施設の多床室の個室化に要する改修に必要な経費について、標記交付金により支援することとします。

つきましては、下記のとおり令和元年度当初予算の第4次協議及び令和元年度補正予算の第2次協議について実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く）の協議について取りまとめいただきたく、ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

なお、交付要綱及び実施要綱については、速やかに送付させていただく予定ですが、参考として現時点の案（今後変更があり得る）について送付します。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

別紙のとおり

2. 提出資料（該当事業のみ提出）

（1）「先進的事業整備計画書」（別添1）

- 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業

上記の必要添付書類

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提

出すること

(2) 「整備計画一覧表」(別添2)

高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業に係る整備計画一覧表

都道府県は、管内市区町村分(指定都市、中核市を除く)を取りまとめた上で、ご提出をお願いします。

(主なチェック項目)

- ・ 一整備計画につき一行で入力しているか(複数行を結合して入力していないか)
- ・ 各行に入力漏れはないか(オレンジセルの部分はプルダウンで選択できているか)
- ・ 金額の誤り(単位や桁)はないか
- ・ 整備内容と補助対象施設の整合性はとれているか
- ・ 補助条件を上回る金額を「交付予定額(千円)の欄」に入力していないか
- ・ 実施主体に誤りがなく(例えば、中核市にもかかわらず実施主体が県になっている等)

3. 提出先

厚生労働省老健局高齢者支援課

4. 提出方法・部数

- (1) 別添1の資料及び必要添付書類 紙媒体 1部
(2) 別添2の資料 紙媒体 1部 + 電子媒体

5. 提出期限

令和2年3月13日(金) 17時必着

6. 留意事項

- 第1・2・3次協議書を本省で審査した際、単純な事務処理誤りが散見されたことから、適切に内容の確認を行ってください(都道府県は取りまとめる管内市区町村分の確認もお願いします)。
- 本省から地方自治体への内示は、3月下旬頃の予定です。
- 地方厚生(支)局への交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いいたします。
- 少なくとも、令和2年度まで実施を予定しております。

(※) 参考

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」(令和2年3月10日閣議決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

【照会先】

厚生労働省 老健局 高齢者支援課 施設係

電 話 : 03-5253-1111 (内線 : 3927)

e-mail : kiban-seibi@mhlw.go.jp